

## 東京都災害リハビリテーション支援関連団体協議会 細則

### 【細則】

東京都災害リハビリテーション支援関連団体協議会会則（以下、「会則」と表記する）第12条の規定に基づき本会の運営に必要な事項を定める。

### 【事務局分掌】

- 1) 入退会に関する事（名簿管理など）
- 2) 情報連絡に関する事（ホームページ、メーリングリスト管理など）
- 3) 会議開催（委員会、研修会等）に関する事
- 4) リハビリテーション支援チームの派遣（受付、マッチング、登録など）に関する事
- 5) 文書收受、対外問い合わせに関する事
- 6) その他、事務的処理に関する事

### 【委員会分掌】

1. 運営委員会  
会則第9条の通り
2. 研修企画委員会
  - 1) 災害リハビリテーション支援チーム等の研修に関する事
  - 2) 災害時のシミュレーショントレーニングに関する事
  - 3) 災害リハビリテーションの普及啓発に関する事
  - 4) その他、必要な事項に関する事

### 【災害時リハビリテーション支援チーム派遣の募集条件】

災害リハビリテーション支援チームに属する人材として、

- (1) 東京都災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下、「東京都 JRAT」と称する）構成組織団体の一員であること。
- (2) 東京都 JRAT 協力団体の一員であること。
- (3) 一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（以下、「JRAT」と称する）または東京都 JRAT が開催する災害リハビリテーション支援研修会に参加修了し、東京都 JRAT に登録すること。
- (4) JRAT の構成組織団体の一員であること。
- (5) 東京都 JRAT 運営委員会にて適すると認めた個人もしくは団体であること。

以上のいずれかに該当することを派遣条件とする。

**【その他】**

本「細則」は、運営委員会の了承を持って、円滑かつ適宜に修正することができる。

**【附則】**

本細則は、2024年2月10日に運営委員会で承認され、同日より施行する。